

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）

日 時：令和2年4月16日（木）14:30～

場 所：職員研修室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長訓示

### 3 議 事

(1) 感染者の発生状況について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 感染状況地域区分の判断基準の設定及び基本的

対処方針の改定について

資料2

② 県有集客・集会施設の取扱いについて

資料3

③ 県所管の許認可事務の取扱いについて

資料4

④ 県内学校の臨時休校について

資料5

(3) その他



## 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

## 1 全体 (4月15日12:00時点)

(1) 国・地域の数 201の国・地域

(2) 感染者数 1,943,114人

米国：602,989人、スペイン：172,541人、イタリア：162,488人  
ドイツ：131,359人、中国：82,295人


(3) 死亡者数 124,967人

イタリア：21,067人、スペイン：18,056人、米国：25,575人  
フランス：15,729人、英国：12,107人

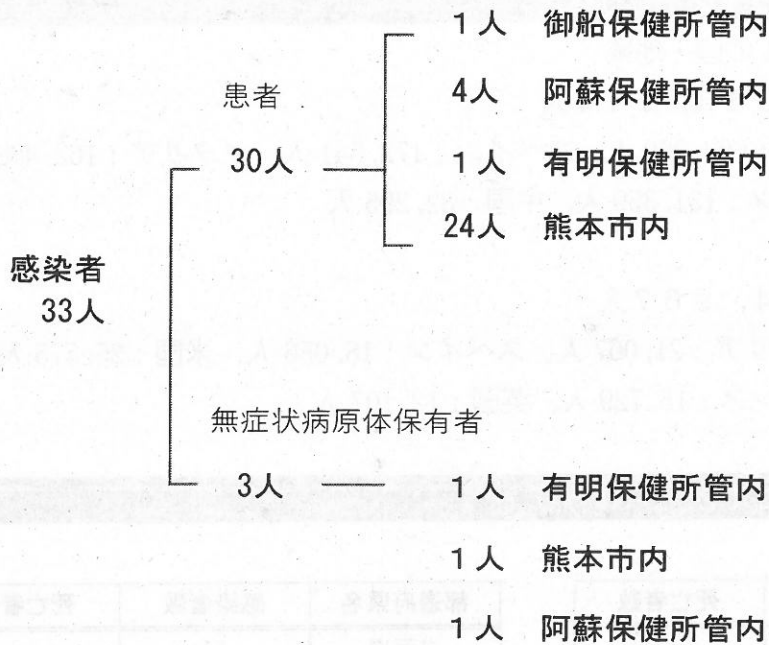
## 2 日本 (4月15日12:00時点)

都道府県名	感染者数	死亡者数
北海道	279	12
青森県	22	0
岩手県	-	-
宮城県	64	-
秋田県	16	-
山形県	39	-
福島県	39	-
茨城県	116	3
栃木県	38	-
群馬県	97	2
埼玉県	433	7
千葉県	490	5
東京都	2,332	19
神奈川県	594	14
新潟県	45	-
富山県	54	-
石川県	131	1
福井県	92	2
山梨県	36	-
長野県	35	-
岐阜県	127	1
静岡県	46	-
愛知県	338	24
三重県	19	-

都道府県名	感染者数	死亡者数
滋賀県	51	-
京都府	210	3
大阪府	895	7
兵庫県	403	15
奈良県	47	-
和歌山県	35	1
鳥取県	1	-
島根県	10	-
岡山県	16	-
広島県	66	-
山口県	25	-
徳島県	3	-
香川県	20	-
愛媛県	39	2
高知県	60	-
福岡県	403	-
佐賀県	15	-
長崎県	14	-
熊本県	29	1
大分県	43	-
宮崎県	17	-
鹿児島県	4	-
沖縄県	76	-
合計	7,964	119

 : 緊急事態宣言対象区域

### 3 熊本県 (4月15日18:00時点)



### 4 検査件数 (医師からの発生届等に基づく検査件数)

	4月15日の検査件数			4月15日までの合計		
		県検査分	熊本市検査分		県検査分	熊本市検査分
検査件数	75	39	36	2,131	757	1,374
結果	陽性	2	1	33 (2%)	7	26
	陰性	73	38	2,098 (98%)	750	1,348

※熊本市検査分には、熊本市からの依頼により県で実施した検査件数46件（4月15日時点）を含む。

#### ○県独自検査件数 (※)

関係事例	検査関係	検査件数
県内6例目関係（熊本市を除くと2例目）	3/5~3/9	185
県内8~10例目関係（熊本市6~8例目）	3/26~4/8	45
県内12例目関係（熊本市10例目）	3/31~	5
県内19、20、22例目関係（熊本市を除くと3、4、5例目）	4/6~	42
県内25例目関係（熊本市20例目）	4/12~	143
県内27例目関係（熊本市を除くと6例目）	4/14~	50
県内31例目関係（熊本市を除くと7例目）	4/15~	12
	合計	482

※陽性者の接触者等として県独自で弾力的に検査を実施したもの（4月15日時点）。すべて陰性。

新型コロナウイルス感染者の状況及び検査件数について

1 感染者の状況(4月16日午前11時現在 医療機関から報告)

【留意事項1】4月4日から、症状の重症度については、次のように変更されています。

- ・無症状
- ・軽症者：症状はあるが、中等症及び重症に該当しない患者
- ・中等症：持続可能な酸素投与又は入院治療が必要な合併症を有する患者
- ・重症者：集中治療室(ICU)等の管理又は人工呼吸器管理が必要な患者

【留意事項2】症状の公表は、本人又はご家族が公表に同意された項目に限られます。

○御船保健所管内 60代の男性(県内3例目)：重症者

3月24日 人工呼吸器を離脱し、その後は酸素投与

3月25日 急激に呼吸障害が悪化。重篤化。

発熱なし、息苦しさあり

○阿蘇保健所管内 50代の女性(県内19例目)：中等症

体温37.6度、咳なし、咽頭痛なし、全身倦怠感あり、頭痛あり、

呼吸器症状あり、食欲なし、酸素投与なし

○阿蘇保健所管内 70代の女性(県内20例目)：無症状

体温36.5度、咳なし、咽頭痛なし、全身倦怠感なし、頭痛軽度、

呼吸器症状なし、食欲あり

○阿蘇保健所管内 50代の女性(県内22例目)

発熱なし、呼吸器症状あり

○有明保健所管内 20代の男性(県内27例目)：軽症者

体温36.5度、倦怠感なし、咳なし、呼吸苦なし、食欲あり、

味覚嗅覚障害あり

○阿蘇保健所管内 40代男性(県内31例目)：軽症者

体温36.6度、咳あり、咽頭痛なし、全身倦怠感なし、肺炎像あり、

味覚障害あり、呼吸器症状なし、食欲あり

○阿蘇保健所管内 60代女性(県内33例目)：軽症者

体温36.8度、咳あり、咽頭痛なし、全身倦怠感なし、食欲あり

令和2年(2020年)4月15日

## 報道資料

## 新型コロナウイルス感染症について

## 1 感染者の状況について(4月15日 11時現在)

## ・無症状

2例目・5例目・7例目・8例目・9例目・11例目・14例目・18例目  
23例目・24例目

## ・軽症者(症状はあるが、中等症及び重症に該当しない患者)

13例目・15例目・19例目・21例目・22例目

## ・中等症(持続的な酸素投与又は入院治療が必要な合併症を有する患者)

17例目

## ・重症者(集中治療室(ICU)等の管理又は人工呼吸器管理が必要な患者)

10例目・12例目・20例目

[2例目 50代の男性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし  
全身倦怠感なし、息苦しさなし

[5例目 20代の女性]

発熱なし (4/14 午後8時35分 37.1度) (4/14 午前9時33分 36.2度)

血圧 (4/14 午後8時35分 92/53) (4/14 午前9時33分 92/53)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

[7例目 60代の男性]

発熱なし (4/14 午後8時15分 36.5度) (4/13 午後8時15分 36.7度)

血圧 (4/15 午前10時00分 105/77) (4/13 午後8時15分 109/78)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

[8例目 40代の男性]

※本人の意向で、公表には同意せず

[9例目 60代の女性]

発熱なし (4/14 午後8時00分 36.7度) (4/13 午後7時22分 36.7度)

血圧 (4/14 午前10時50分 96/67) (4/13 午後7時22分 102/64)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

[10例目 50代の男性]

発熱なし (4/15 午前7時38分 37.2度) (4/14 午前9時38分 37.7度)  
血圧 (4/15 午前9時00分 116/60) (4/14 午前9時00分 115/59)  
人工呼吸器装着 (4/4 午後)

[11例目 50代の女性]

※本人の意向で、公表には同意せず

[12例目 70代の女性]

発熱あり (4/15 午前7時00分 37.5度) (4/14 午前7時30分 37.2度)  
血圧 (4/15 午前10時00分 128/49) (4/14 午前7時30分 160/59)

[13例目 70代の男性]

発熱なし (4/15 午前9時38分 36.5度) (4/14 午前9時38分 37.1度)  
血圧 (4/15 午前9時38分 101/56) (4/14 午前9時38分 110/71)  
全身倦怠感なし、息苦しさなし  
食欲 なし

[14例目 50代の女性]

発熱なし  
全身倦怠感なし、息苦しさなし  
食欲 あり

[15例目 80代の女性]

発熱なし (4/15 午前6時28分 36.3度) (4/14 午前7時08分 36.5度)  
血圧 (4/15 午前6時28分 139/73) (4/14 午前7時08分 117/71)  
全身倦怠感なし、息苦しさなし  
食欲 あり

[17例目 50代の男性]

発熱なし (4/15 午前6時47分 36.9度) (4/14 午前7時19分 36.8度)  
血圧 (4/15 午前6時47分 130/91) (4/14 午前7時19分 139/88)  
全身倦怠感なし、息苦しさあり  
食欲 あり

[18例目 30代の男性]

発熱なし  
全身倦怠感なし  
食欲 半量

[19例目 20代の男性]

※本人の意向で、公表には同意せず。

[20例目 70代の男性]

発熱あり (4/15 午前7時00分 38.4度) (4/14 午前0時00分 37.7度)

血圧 (4/15 午前10時00分 137/60) (4/14 午前10時00分 142/66)

[21例目 70代の女性]

発熱なし

血圧 (4/15 午前7時01分 137/74) (4/14 午前7時02分 136/82)

全身倦怠感なし

食欲 あり

[22例目 20代の女性]

※本人の意向で、公表には同意せず

[23例目 40代の男性]

※本人の意向で、公表には同意せず

[24例目 30代の男性]

発熱なし (4/15 午前7時10分 36.9度)

血圧 (4/15 午前10時00分 139/70)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり



## 2 熊本県内の感染の状況について

	熊本市内	熊本市外	合計
感染者数	<u>25</u>	<u>7</u>	<u>32</u>

## 3 PCR 検査件数について

		4月14日の検査件数			検査件数(合計)		
		県分	熊本市分		県分	熊本市分	
検査件数		<u>112</u>	<u>53</u>	<u>59</u>	<u>2,056</u>	<u>718</u>	<u>1,338</u>
結果	陽性	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>31(2%)</u>	<u>6</u>	<u>25</u>
	陰性	<u>109</u>	<u>52</u>	<u>57</u>	<u>2,025(98%)</u>	<u>712</u>	<u>1,313</u>

※検査件数は、のべ人数になります。

※退院等基準に基づく検査分については含めず、下記に別途記載。

※熊本市から熊本県への検査依頼分は、熊本市分に含みます。

### 10例目～12例目、14例目関係（飲食店関係）の検査件数

県・市	陰性	陽性	合計
4/13	3	0	3
<u>4/14</u>	<u>0</u>	0	<u>0</u>
累計 (3/29～)	27	4	31

### 20例目～24例目関係の検査件数

市	陰性	陽性	合計
4/13	3	1	4
<u>4/14</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>16</u>
累計 (4/11～)	<u>24</u>	<u>5</u>	<u>29</u>

県	陰性	陽性	合計
4/13	88	0	88
<u>4/14</u>	<u>41</u>	0	<u>41</u>
累計 (4/11～)	<u>154</u>	0	<u>154</u>

#### 4 退院等基準に基づく検査

[2例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/13 陽性	—
2	3/23 陽性	—
3	3/26 陽性	—
4	3/30 陽性	—
5	4/ 2 陽性	—
6	4/ 4 陽性	—
7	4/ 5 陽性	—
8	4/ 7 陽性	—
9	4/ 9 陽性	—
10	4/10 陽性	—
11	4/12 陽性	—
12	4/13 陽性	—
13	4/14 陽性	—

[5例目 20代の女性]

	1回目	2回目
1	3/26 陽性	—
2	3/30 陽性	—
3	4/ 2 陽性	—
4	4/ 4 陽性	—
5	4/ 6 陽性	—
6	4/ 8 陰性	4/ 9 陽性
7	4/10 陰性	4/12 陽性
8	4/13 陽性	—
9	4/14 陽性	—

[8例目 40代の男性]

	1回目	2回目
1	4/ 2 陽性	—
2	4/ 6 陽性	—
3	4/ 8 陽性	—
4	4/10 陽性	—
5	4/14 陽性	—

[9例目 60代の女性]

	1回目	2回目
1	4/8 陽性	—
2	4/10 陽性	—

[11例目 50代の女性]

	1回目	2回目
1	4/7 陽性	—
2	4/9 陽性	—
3	4/10 陽性	—

※昨日からの変更点には、アンダーラインを記載

【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策課

電話：096-211-4653（時間外）

096-211-4654（時間外）

課長：伊津野（いづの）

担当：主幹 岡島（おかじま）

# 熊本県新型コロナウイルス地域区分基準の設定について

【基準設定の目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

国専門家会議が示した3区分

区分名	国基準：1週間前の新規感染者数とその1週間前との比較
感染拡大警戒地域	大幅が増加
感染確認地域	一定程度の増加幅内
感染未確認地域	感染者が確認されていない地域

ら 4/3 県市合同専門家会議におけるコメント：  
「県における地域区分の基準を定めるべき」

【基準の考え方】県市専門家会議に相談した結果、以下①・②の考え方で指標を設定。

①患者数の増加傾向を初期段階で捉える指標

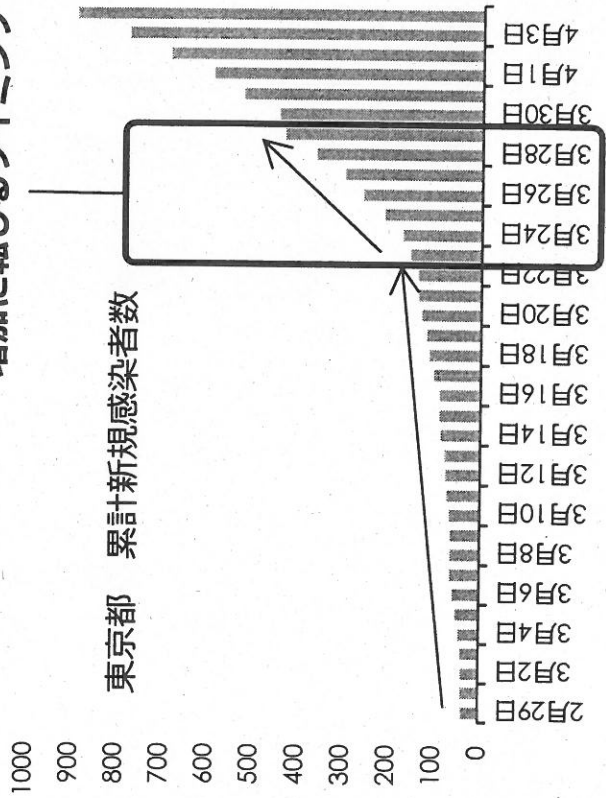
→ 他の地域での感染拡大の経過を参考に、本県に置き換えた指標を設定

②患者数の拡大の加速化傾向を早期に捉える指標

→ 急速な拡大に至る前の段階を早期に捉える指標を設定

県市専門家会議に相談した結果、熊本県においては次のタイミングが適切な新規感染者が10名以上又はリンク無し感染者※が7名以上 ※...感染源が不明な感染者

増加に転じるタイミング



対応については、「一歩先を行く」ものとして、この時点で感染拡大警戒地域の実施

感染確認地域の、「感染拡大傾向期」として警戒発出  
さらに、次の週に新規感染者が1.5倍以上の増加

感染拡大警戒地域として、最大の警戒発出  
(指数関数的な増加の時期、医療機関逼迫も懸念)

地域区分は随時評価するが、対応は、2週間は行うことを基本とする

適切なタイミングでの対応の切り替え  
県民に分かりやすい形での警戒発出

基準値は、東京都の状況と熊本県の状況を、可住地面積を用いた人口密度比等を用い比較し、導き出したもの。他自治体の状況にも外挿し、使用可能であることを確認している。

# 熊本県新型コロナウイルス地域区分基準

判断基準 / 週	地域区分	対応例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内が感染拡大傾向期であり、新規感染者数が前週の1.5倍以上</li> <li>・ 県内が感染拡大警戒地域であり、新規感染者数が前週の1.5倍以上の場合、維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>感染拡大警戒地域</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出自粛要請等</li> <li>・ 10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける</li> <li>・ 家族以外での多人数での会食などは行わない</li> <li>・ 学校の臨時一斉休業も選択肢</li> </ul>
県内で ①新規感染者 10名以上 <b>又は</b> ②リンク無し感染者 7名以上	感染拡大傾向期	「感染拡大警戒地域」と同じ対応を 一歩先んじて実施
県内で ①新規感染者 9名以下 <b>かつ</b> ②リンク無し感染者 6名以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>感染確認地域</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3密」を徹底的に回避</li> <li>・ 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加を控える</li> </ul>
県内で 新規感染者 0名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>感染未確認地域</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3密」を回避する対策</li> <li>・ リスクの低い活動については注意しながら実施</li> <li>・ 行動変容※に向けた広報・啓発</li> </ul>
県内で 直近の4週間新規感染者 0名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>収束</b></li> </ul>	通常の感染予防活動

集計期間は熊本市と同一とし、認識を共有して評価する。  
 地域区分は判断基準を参考とし、総合的に判断する。

感染拡大警戒地域の対応は、原則として2週間以上継続する。

※...感染拡大を防ぐため、住民が自らの行動を変えること

# 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に対する当県の考え方

## 【大原則】

県民全員による「まん延防止対策」を行うことで、「県内感染期」に入らない  
 施策を全力で推進する。

患者が増加すると、【県内  
 感染期（患者の接触歴が疫  
 学調査で追えなくなった状  
 態）】に至る

増加傾向を掴み、早めのアラート発出

【感染拡大傾向】

- 県基本的対処方針—
- 情報収集・サーベイランス
  - 情報提供・共有
  - 予防・まん延防止
  - 医療
  - 県民生活・経済の安定

まん延防止のためには、県民全員が  
 一丸となった各種施策への協力が必要！

→県からの各種メディアを用いた啓発等

感染者数

緊急事態宣言対象地域

感染確認地域

感染拡大警戒地域

感染確認地域

感染未確認地域

①県内発生早期  
 【通常のまん延防止体制】

【検査】PCR検査による患者の全数把握、積極的疫学調査に  
 よるクラスター対策

【医療】感染拡大防止の観点から全員入院を基本とした体制

【まん延防止】県民への自粛要請及び適切なタイミングでの  
 警戒発出

まん延が進めば「緊急事態宣言」対象地域と  
 なり、強い自粛要請でまん延防止を図る。

②県内感染期  
 【緊急救命体制】

【検査】重症者の命を救うための検査に移行

【医療】軽症者のホテル療養を含めた、より  
 多くの命を救うための体制に移行

【まん延防止】最大限の自粛要請を維持

③小康期

経済対策等による、日常へのシフト

「熊本県新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」  
 による、国と連携した県庁内の堅固な体制整備

## 新型コロナウイルス感染症に係る本県の基本的対処方針の見直しについて

基本的対処方針：一般的には、新型インフルエンザ特措法に基づき、国が策定するもの。

各県は、同方針に基づき、県内の対策を総合的に推進する責務がある。

→熊本県では、国が策定するより前に独自に県の基本的対処方針を策定し、対策を推進している。

### 熊本県

R2年2月6日「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」策定：県新フル等行動計画等から必要点の抽出

#### 【見直し】

庁内各部照会

第一回【3月30日締め】

第二回【4月10日締め】

#### 国

R2年2月25日「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定

3月14日「改正新型インフルエンザ対策特措法」施行

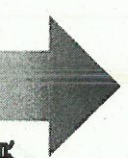
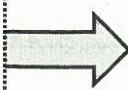
3月28日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」策定

疾病発生状況の事実、疾病対処への方針、対策実施への重要事項

4月7日 改定「緊急事態宣言対象区域に含まれる場合」の対応の導入等

4月11日 改定「繁華街の接客を伴う飲食店」への外出自粛要請

ウイルス性状  
蔓延状況等  
の知見



R2年4月「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」改定

○ 全体：県内感染期（患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）における対処方針を規定

○ 情報収集・サーベイランス：収集する情報の整理、県内感染期におけるPCR検査のあり方整理等

○ 情報提供・共有：HPにおける情報発信、多言語対応等

○ 予防・まん延防止；「三つの密」、外出自粛、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛について追加

○ 医療：県内感染期における医療体制の維持について追加

○ 県民生活・経済の安定：生活必需品の確保、学校の臨時休業による影響の最小化、終息後の経済対策等の追加

○ 緊急事態宣言の対象区域に含まれる場合の対応：施設の使用制限、臨時医療施設の開設、指定地方公共機関の対応等

# 新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針

令和2年（2020年）4月16日改定

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部

熊本県では、人権に配慮しつつ、県内発生早期においては、県民への感染拡大を防止し、安全で安心な県民生活の確保を図るため、また、県内感染期においては、被害を軽減し、医療体制の維持や社会活動を継続するため、各対策部において、次のとおり取組みを進める。  
なお、状況に大きな変化があった場合には、適宜、見直しを行うものとする。

## 1 情報収集・サーベイランス

### (1) 情報収集

国内の発生状況のほか、生活必需品の需給動向、社会的・経済的な影響に関する情報など、県民生活への影響が大きい情報を早期に把握し、必要な施策の展開につなげる。

#### <収集する情報（主なもの）>

- ・ 医療用個人防護具（サージカルマスク、消毒薬等）の流通状況（薬務衛生課）
- ・ 学校、福祉施設、医療機関等の対応状況（関係課）
- ・ 県内外の公共交通機関の運行状況（交通政策課）
- ・ 電気、ガス、上下水道、通信の状況（危機管理防災課、環境保全課、下水環境課）
- ・ 生活必需品の物価動向に関する情報（消費生活課）
- ・ 事業者の対応状況（臨時休業等）や、観光関連産業など企業活動への影響（商工政策課、関係課）
- ・ イベント等の開催状況（関係課）
- ・ 海外（特に県内在留外国人の母国及び交流のある国、都市等）の感染状況（国際課）

### (2) サーベイランス

#### ① 県内発生早期

厚生労働省が定める疑い例の定義に基づき、患者の全数把握を行う。（健康危機管理課）

#### ② 県内感染期

PCR検査による患者の全数把握は縮小し、入院を要する肺炎患者の治療に必要な診断のための検査体制に移行する。また、平時から実施している定点医療機関報告等によるサーベイランスを実施する。（健康危機管理課）



## 2 情報提供・共有

### (1) 相談窓口の設置

県庁及び各保健所に相談窓口を設置し県民からの相談に対応する。(健康危機管理課、各保健所)

### (2) 情報提供

県ホームページ等の活用や、報道機関への情報提供など、県民に対して迅速かつ一元的に情報発信を行う。(健康危機管理課、広報グループ)

また、庁内関係各課は、関係する県民、事業者及び機関・団体に対し、市町村やその他関係機関を通じ又は直接、相談窓口や予防対策、学校等の臨時休業、医療体制、人権に関する事などについて、必要な情報を提供するとともに、相談対応を行う。

なお、在留外国人に対しても、予防対策などに係る情報発信を多言語で行うとともに、熊本県外国人サポートセンターを活用し、相談対応を行う。(健康危機管理課、国際課、関係課、各保健所)

### (3) 情報共有

対策を円滑に進めるため、市町村、県医師会をはじめとする関係機関と情報共有を図る。(健康危機管理課、各保健所、関係課)

## 3 予防・まん延防止

### (1) 疑い患者発生時の対応

#### ① 県内発生早期

疑い患者の濃厚接触者を迅速かつ確実に把握し、健康観察を行うとともに、本人の同意のもと早期の検査を実施する。併せて、疑い患者が発生した施設の管理者等に対し、必要な指導を行う。(各保健所、保健環境科学研究所)

#### ② 県内感染期

積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、患者クラスター(集団)への対応を継続、強化する。(健康危機管理課、各保健所)

### (2) まん延防止対策

県民に対し、咳エチケット、手洗い等、基本的な感染対策や、密閉空間・密集場所・密接空間という「三つの密」を避ける行動を勧奨するほか、次のような対応を行う。

#### <主な対応>

- ・ 「三つの密」が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的又は大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

その上で、感染が拡大傾向にある場合は、必要に応じて、外出や行事の開催の自粛について協力を要請する。外出自粛の要請にあたっては、現にクラスターが

多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、強く外出を自粛するように促す。また、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ・ 各種事業所等に対し、感染対策の徹底及び症状が認められた従業者や施設利用者の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係課)
- ・ 感染症指定医療機関やその他の医療機関、社会福祉施設等へのマスクや消毒薬等の衛生用品の安定供給に努める。(薬務衛生課、関係課)
- ・ 学校等に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。(関係課)  
県立学校における臨時休業等の基準に基づく休校等の措置を実施するとともに、学校等の設置者に対し休校等の措置を実施するよう要請する。また、必要に応じて基準等の見直しを行うこととする。(関係課)
- ・ 各種集客施設等の管理者に対し、状況に応じた感染防止措置の実施と利用者等への基本的な感染対策の周知を要請する。また、感染拡大を防止するために必要があると認める場合には、管理者に対して臨時休業等を求めるとともに、県有施設についても休館等の対応を行う。(関係課)
- ・ 旅館、ホテル等の宿泊施設に対し、宿泊客や従業者の感染が疑われる場合の手順や体制を確認するよう要請する。(薬務衛生課)

### (3) 入国者対策

福岡検疫所等が実施する入国者対策に協力するとともに、感染者の密入国防止等に取り組む。(健康危機管理課、県警、港湾課等関係課)

## 4 医療

### (1) 「帰国者・接触者外来」の役割

#### ① 県内発生早期

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関へ確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を、各医療圏に1カ所以上設置する。(健康危機管理課、各保健所)

#### ② 県内感染期

「帰国者・接触者外来」を中止し、透析医療機関や産科医療機関等新型コロナウイルス感染症患者を受け入れられない医療機関を除き、原則としてすべての医療機関において診療を行う。

### (2) 「帰国者・接触者相談センター」の役割

#### ① 県内発生早期

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を各保健所に設置する。(各保健所)

#### ② 県内感染期

相談者に対して、原則としてすべての医療機関において診察を行うが、感染拡大防止のため、有症者は事前に医療機関に連絡し、その指示に従って受診するよう指導する。(各保健所)

### (3) 一般医療機関における診療

#### ① 県内発生早期

一般の医療機関で、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡したうえで「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう周知を図る。(健康危機管理課、医療政策課、各保健所)

#### ② 県内感染期

「帰国者・接触者外来」を中止し、透析医療機関や産科医療機関等新型コロナウイルス感染症患者を受け入れられない医療機関を除き、原則としてすべての医療機関において診療を行う。

### (4) 入院体制

#### ① 県内発生早期

感染が確認された患者に対しては、原則として、入院措置を行い、必要に応じて感染症指定医療機関等に移送する。

#### ② 県内感染期

患者を隔離することを目的とした入院措置は中止することとし、感染症指定医療機関をはじめ管内医療機関に対し、次のような対応を要請する。

- ・ 軽症の患者には、隔離目的の入院措置は中止するとともにホテルや旅館を活用した宿泊療養や自宅療養を指示し、必要に応じてその支援を行うこと。
- ・ 重症の患者には、感染症指定医療機関のほか、その他の入院受け入れが可能な病床を有する医療機関への入院を指示すること。

### (5) 検査体制の整備

#### ① 県内発生早期

各保健所において検体の採取、運搬体制を整備するとともに、保健環境科学研究所において、新型コロナウイルス感染症の検査を優先的に実施する体制を整備する。(各保健所、保健環境科学研究所)

#### ② 県内感染期

全例検査による確定診断は行わず、集団感染の恐れがある場合等、より多くの命を救うことができると考えられる場合を優先して確認検査を行う。

## (6) 医療体制の整備

- ・ 県内感染期においても患者に適切な医療が提供できるよう、重症患者を受け入れる医療機関の整備を進めるとともに医師等医療従事者や人工呼吸器等の必要な機材の確保を図る。
- ・ 慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をするなど、患者の状態に配慮しながら、県内感染期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう調整する。
- ・ 慢性疾患等を有する定期受診者等について、電話や情報通信機器で診断した場合、既に診断されている慢性疾患等に対する医薬品の処方については、処方箋情報をファクシミリ等により薬局に送付することが可能であることを周知する。また、薬局は、医療機関からの処方箋に基づき調剤を行い、電話等を用いた服薬指導の実施や、調剤した薬剤の送付が可能であることを周知する。
- ・ 国及び市町村と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

## 5 県民生活・経済の安定

### (1) 指定地方公共機関等との連携

新型コロナウイルス感染症対策協議会（県医師会、県警、公共交通機関、電力、ガス会社等との連携会議）の開催等により、流行が拡大した場合において、県民の生活・経済の安定が図られるよう、関係機関と連携して必要な対策を講じる。

### (2) 生活必需品の確保

県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（健康危機管理課、関係課）

### (3) 学校の臨時休業による影響の最小化

- ・ 児童生徒等の保健管理、学習・生活指導、心のケアなどの影響・課題に対し、関係機関と連携して必要な対策を講じる。（関係課）
- ・ 医療従事者や介護従事者など、社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子どもを、安心して預けることができる体制を整える。（関係課）

### (4) 経済や雇用等における影響の最小化

- ・ 経済活動が縮小する中で大きな影響を受けている中小企業等の資金繰りや、従業者等の雇用や生活を維持できるよう必要な対策を迅速に講じる。また、感染状況が終息した後に、速やかに需要喚起等に取り組み、県経済のV字回復に繋げることができ

るよう、企業等の事業活動の体質改善や強化等を図る。(関係課)

- 農林漁業者向けの運転資金等金融支援制度の創設・拡充、需要が減少している農林水産物の消費喚起など、関係機関と連携して必要な対策を講じる。併せて、農林水産業における人手不足に対応するための多様な人材確保や輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備等、農林漁業者が安心して生産を続けられるよう支援策を講じる (関係課)。

## **熊本県が緊急事態宣言の対象区域に含まれる場合の対応**

前述の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を講じる。

### 1 予防・まん延防止

#### (1) 不要不急の外出自粛要請

県民に対し、医療機関への通院や食料品の買い出しなど生活の維持に必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請する。

#### (2) 学校・社会福祉施設に対する施設使用制限の要請等

学校や社会福祉施設に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等を行う。

#### (3) 多数の者が利用する施設に対する施設使用制限の要請等

劇場、観覧場、映画館、百貨店（生活必需品の売り場を除く）等について、感染対策徹底の要請を行う。また、面積が1000平米を超える施設に対しては、施設の使用制限の要請等を行う。

#### (4) 催物の開催制限の要請等

感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）の開催制限の要請等を行う。

### 2 医療

#### (1) 医療機関及び医薬品の確保

医療機関及び医薬品の販売業者は、業務計画に基づいて、医療又は医薬品の販売を確保するために必要な措置を講じる。

#### (2) 医療提供

国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供することを検討する。

### 3 県民生活・経済の安定

#### (1) 指定地方公共機関等の対応

ア 指定地方公共機関は、業務計画に基づいて、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。また、登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

イ ガス事業者である指定地方公共機関は、業務計画に基づいて、ガスの供給に支障が生じることを予防するために必要な措置など、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ウ 工業用水道事業者である県は、それぞれの消毒その他衛生上の措置など、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

エ 運送事業者である指定地方公共機関は、業務計画に基づいて、体制の確認、感染対策の実施など、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

#### (2) 緊急物資の運送等

ア 緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

イ 緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請する。

#### (3) 物資の売渡しの要請等

ア 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

イ 特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、特定物資の生産、販売、保管等を業とする者に対し当該物資の保管を命じる。

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 国や市町村と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 国や市町村と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。

ウ 国や市町村と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じて、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### (5) 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を行うとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底する。

# 県有集客・集会施設の取扱いについて

令和2年4月16日 人事課

## 1 県内での行事の取扱い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県主催の大規模な行事等については、当面の間、原則として延期又は中止とするなどの対応を行っている。
- ・ また、民間団体及び企業に対しても、当該取扱いを周知し、協力を要請している。

## 2 政府の専門家会議からの提言

- ・ 4月1日に政府の専門家会議からは、「感染拡大警戒地域」では、地域レベルであっても、10人以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、「感染確認地域」では、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策を行い、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控える旨の対応が示されている。

## 3 県内での感染拡大の状況

- ・ 熊本市は「感染確認地域」であるが、感染者数が増加している。
- ・ また、その他の地域においても、有明、阿蘇保健所管内等で感染者が確認されるなど、県内での感染が拡大している。

## 4 県有施設の取扱い

県有施設の管理・運営についても、感染拡大防止を徹底するため、当面の間（5月6日（水）を目途として、適宜状況をみながら延長を判断（※））、次のように取り扱う。

※ 延長の判断については、県内における地域区分の判定等を踏まえ、行うこととする。

### （1）大規模なイベント等利用施設の休館

施設の所管課は、屋内で50人以上が集まる集会やイベントの利用が可能な県有集客・集会施設については、当該施設の全部又は一部を休館すること。

### （2）新規使用申請の受付停止等

施設の所管課は、施設再開の時期が見通せないことから、新規の使用申請は、原則として受け付けないこと。

なお、例外的に申請を受け付ける場合にあつては、今後の感染状況に応じ、休館期間が延長され、許可が取り消される可能性があることを条件として付すなど、慎重に対応する必要があること。

### （3）指定管理施設の取扱い

指定管理者制を導入する施設においては、上記について指定管理者が行うこととなるが、その場合は施設の所管課と指定管理者とで十分連携すること。

県有施設の開館状況等 (R2. 4. 13時点)

	施設名	県方針に基づき当面の間休館する施設		開館する施設		施設所管課
		休館	一部休館の場合の取扱い	開館	開館の状況	
集客施設	1 くまもと県民交流館のうち物産等情報提供施設(くまモンスクエア)			○	・ステージ等を活用したイベントは休止中	くまモングループ
	2 熊本県天草ビジターセンター	○				自然保護課
	3 熊本県富岡ビジターセンター	○				自然保護課
集會施設	4 熊本県立劇場	○	・ホール、大会議室は休館 ・小会議室や練習室は開館			文化企画・世界遺産推進課
	5 熊本県総合福祉センター	○	・研修ホールは休館 ・その他の会議室は開館			健康福祉政策課
	6 熊本県身体障害者福祉センター	○				障がい者支援課
	7 くまもと県民交流館	○	・ホール、大会議室は休館 ・小会議室は開館			男女参画・協働推進課
	8 熊本県野外劇場	○				観光物産課
	9 熊本産業展示場(グランメッセ熊本)	○				観光物産課
	10 熊本県伝統工芸館	○				観光物産課
体育施設	11 県民総合運動公園	○	・有料施設は全て休館			体育保健課
	12 県営八代運動公園	○	・有料施設は全て休館			
	13 藤崎台県営野球場	○				
	14 熊本武道館	○				
	15 熊本県立総合体育館	○				
	16 熊本県総合射撃場	○				
屋外施設	17 熊本県農業公園			○	・屋内施設は当面の間、休館 ・屋外施設は、3密の条件に該当するイベントは許可しない	農林水産政策課
	18 熊本県テクノ中央緑地			○	・屋外施設で3密の条件を満たさないため開館	都市計画課
	19 本妙寺山緑地			○	・屋外施設で3密の条件を満たさないため開館	都市計画課
	20 水俣広域公園			○	・有料施設は全て休館 ・屋外施設は、3密の条件を満たさないため開館	都市計画課
	21 万日山緑地公園			○	・屋外施設で3密の条件を満たさないため開館	地域振興課
	22 三角港波多マリナー			○	・屋外施設で3密の条件を満たさないため開館	港湾課
	23 熊本県営有料駐車場			○	・屋外施設で3密の条件を満たさないため開館	企業局



県有施設の開館状況等 (R2. 4. 13時点)

	施設名	県方針に基づき当面の間休館する施設		開館する施設		施設所管課
		休館	一部休館の場合の取扱い	開館	開館の状況	
文教・社会教育施設	24 熊本県環境センター	○				環境立県推進課
	25 天草青年の家	○				社会教育課
	26 菊池少年自然の家	○				
	27 豊野少年自然の家	○				
	28 あしきた青少年の家	○				
	29 熊本県立美術館分館	○				文化課
	30 県立図書館	○				社会教育課
	31 熊本県立装飾古墳館	○				文化課
	32 歴史公園鞠智城・温故創生館	○				文化課
	33 博物館ネットワークセンター	○				文化企画・世界遺産推進課
	34 阿蘇みんなの森「森林学習館」(H29. 4～閉鎖中)					森林保全課
35 熊本県立美術館本館	○				文化課	
医療・行政施設	36 熊本県子ども総合療育センター			○	・障がい児の療育、外来診療等のため、必要な対策を実施したうえで開館	障がい者支援課
	37 熊本県天草飛行場			○	・定期便及び小型機等の利用が予定されているため、必要な対策を実施したうえで開館	港湾課
	38 熊本県こころの医療センター			○	・医療を提供する必要があるため、必要な対策を実施したうえで開館	病院局
	39 熊本県運転免許センター			○	・屋外(試験コース)で法に定められた講習等を実施する必要があるため開館	警察本部
学校等施設	40 高等技術専門校	○				労働雇用創生課
	41 熊本県立技術短期大学校	○				労働雇用創生課
	42 農業大学校	○				農地・担い手支援課
	43 熊本県林業研究・研修センターのうち研修室	○				森林整備課
	44 熊本県立学校体育施設	○				体育保健課



# 県所管の許認可事務の取扱いについて

令和2年4月16日 人事課

## 1 県内での行事の取扱い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県主催の大規模な行事等については、当面の間、原則として延期又は中止とするなどの対応を行っている。
- ・ また、民間団体及び企業に対しても、当該取扱いを周知し、協力を要請している。

## 2 政府の専門家会議からの提言

- ・ 4月1日に政府の専門家会議からは、「感染拡大警戒地域」では、地域レベルであっても、10人以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、「感染確認地域」では、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策を行い、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控える旨の対応が示されている。

## 3 県内での感染拡大の状況

- ・ 熊本市は「感染確認地域」であるが、感染者数が増加している。
- ・ また、その他の地域においても、有明、阿蘇保健所管内等で感染者が確認されるなど、県内での感染が拡大している。

## 4 許認可事務の取扱い

許認可事務の実施に当たっても、「3つの密」を回避するため、当面の間、次のように取り扱う。

### (1) 許認可等に必要な講習会等の実施時期の変更（延期）

新規・更新に必要な試験、講習会等について、延期が可能なものについては延期し、実施環境の確保を図ること。

### (2) 免許の有効期間の延長など

免許、許可等の有効期間の延長が可能なものについては、当面の延長を検討すること。

### (3) 実施方法の見直し

(1) 又は (2) の対応ができないものについては、密閉空間・密集場所・密接場面を回避する環境を整備するため、以下の措置を検討すること。

- ① 会場の変更（会場の分散を含む。）
- ② 分割実施（複数回開催）の検討

実施の際は、手洗い、咳エチケット、換気の徹底を行うこと。



令和2年4月16日  
熊本県教育委員会事務局

## 県内学校の臨時休業について

### 1. 県立学校の臨時休業の方針について

- 熊本市における感染患者の増加に加え、4月5日に阿蘇保健所管内で、4月12日には有明保健所管内や球磨病院医師の感染が確認された。また、隣県の福岡県に緊急事態宣言が出されるなど、本県を取り巻く感染の状況は刻一刻と深刻さを増している。
- このような感染拡大の状況や知事からの要請を踏まえ、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあるとの判断に至った。
- このため、全ての県立学校について、「4月14日から5月6日まで、臨時休業する」こととし、4月13日付けで各県立学校長に対し通知した。併せて、熊本市以外の市町村教育長に対しても、県立学校の取組みを踏まえ、適切に対応するよう通知した。

### 2. 県立学校における臨時休業の状況について

- 熊本市内：高校11校、特別支援学校5校  
⇒ 4月19日までとしていた臨時休業を5月6日まで延長。
- 熊本市外：高校39校、中学校3校、特別支援学校13校  
⇒ 4月14日から5月6日まで臨時休業。

### 3. 市町村立学校における臨時休業の状況について

- 熊本市を除く44市町村において、5月6日まで臨時休業を実施（4月13日報告）。  
休業開始日は次のとおり。
  - ・ 南阿蘇村：4月10日から
  - ・ 人吉市：4月13日から
  - ・ 25市町村：4月14日から
  - ・ 17市町村：4月15日から
- 熊本市立学校は、5月6日まで臨時休業を実施（4月2日発表）

# 「臨時休業（休校）に関する教育総合相談窓口」の設置について

令和2年4月16日  
教育委員会 総務部

新型コロナウイルス感染症対策のための小、中、高、特別支援及び私立学校の臨時休業に伴う児童生徒や保護者の皆様の御不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加え、県教育委員会及び県総務部に教育総合相談窓口を設置した。

## 1 相談窓口

相談区分	相談窓口
市町村立学校	各教育事務所、教育庁義務教育課
県立中・高等学校	教育庁高校教育課
県立特別支援学校	教育庁特別支援教育課
私立学校	総務部私学振興課

※熊本市立の学校については、熊本市教育委員会教育政策課が対応

## 2 設置期間および時間

- (1) 期間：令和2年4月14日から、学校が臨時休業となっている期間
- (2) 時間：午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

## 3 主な相談内容

- 臨時休業に伴う児童生徒の受け入れに関する事
- 臨時休業期間中の学習に関する事
- 臨時休業期間中の生活指導に関する事
- その他、臨時休業に関する困りごと全般

※相談内容に応じて、関連部局・機関に繋げる

令和2年(2020年)4月15日

各市町村教育長 様

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校等の対応について(通知)

このことについて、令和2年(2020年)4月13日付け教政第40号で「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業(休校)の実施等について」通知したところです。

県教育委員会としては、本通知の趣旨を踏まえ、今回の臨時休業の実効性を担保する観点から、児童生徒が自宅で過ごすことが原則であると考えています。

また、令和2年(2020年)4月10日付け教人第68号で「市町村立学校における教職員の在宅勤務の推進について」の通知もなされているところです。

これらを踏まえた上で、保護者が医療従事者等の社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合等のやむを得ない理由により家庭での対応が難しい場合の受入れ先等について、保護者から相談があった場合は、市町村首長部局と教育委員会が連携を図り、下記を参照のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、臨時休校期間中に各学校で受け入れた児童生徒数等について把握するため、4月15日(水)から当分の間、毎日午後5時時点での受入れ状況を別紙にとりまとめるうえ、翌日正午までに各教育事務所に、山鹿市教育委員会においては直接当課担当宛て、報告をお願いします。

#### 記

- 1 各市町村教育委員会は保護者からの相談に対応できる体制を整えること。なお、県では別添のとおり4月14日付けで「臨時休業(休校)に関する教育総合相談窓口」を設置しています。
- 2 上記1で対応をした上で、学校で受け入れる際の留意事項は以下のとおり。
  - (1) 学校での受入れ体制について
    - ・受入れ教室等の確認と確保
    - ・担当職員の割り振り
    - ・受入れ教室等における感染防止 など
  - (2) 保護者への周知内容について
    - ・受入れは、教職員の勤務時間内であること
    - ・昼食やマスク等は各自準備すること
    - ・保護者は預ける前に必ず体温測定を行い、子供の体調を把握した上で預けること(37.5度以上の発熱や咳等の症状がある場合は自宅で過ご

す) など

3 上記1～2について保護者へ周知を図ること。

**【問合せ先】**

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課 松永、彌永

TEL 096-333-2689

FAX 096-385-6718

e-mail iyonaga-y@pref.kumamoto.lg.jp



私立中学高等学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業状況

学校名			臨時休業		
			開始日	終了日	
中学校	1	熊本市	尚綱中学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	2		熊本信愛女学院中学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	3		真和中学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	4		九州学院中学校	4/7 (火)	5/6 (水)
	5		ルーテル学院中学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	6		熊本マリスト学園中学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	7		文徳中学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	8		熊本学園大学付属中学校	4/8 (水)	5/6 (水)
高等学校	1	熊本市	尚綱高等学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	2		熊本信愛女学院高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	3		熊本中央高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	4		開新高等学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	5		鎮西高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	6		真和高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	7		九州学院高等学校	4/7 (火)	5/6 (水)
	8		慶誠高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	9		ルーテル学院高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	10		熊本国府高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	11		熊本学園大学付属高等学校	4/8 (水)	5/6 (水)
	12		熊本マリスト学園高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	13		東海大学付属熊本星翔高等学校	4/8 (水)	5/10 (日)
	14		文徳高等学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	15	熊本市外	八代白百合高等学校	4/14 (火)	5/6 (水)
	16		秀岳館高等学校	4/14 (火)	5/6 (水)
	17		有明高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	18		玉名女子高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	19		菊池女子高等学校	4/14 (火)	5/6 (水)
	20		専修大学玉名高等学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	21		城北高等学校	4/10 (金)	5/6 (水)
	22		勇志国際高等学校	4/9 (木)	5/6 (水)
	23		くまもと清陵高等学校	4/6 (月)	5/6 (水)

※臨時休業要請 1回目 4/ 6(月)

2回目 4/13(月)

※臨時休業開始日前に登校日等を設けた学校はある。

令和2年（2020年）4月13日  
子ども未来課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る私立幼稚園に対する  
登園自粛の要請について

令和2年4月8日付け子未来第32号において、熊本市域の私立幼稚園の設置者あて登園自粛について通知しましたが、昨日、27例目の感染事例が確認され、先日には隣県の福岡県に緊急事態宣言が出されるなど、本県を取り巻く感染状況は刻一刻と深刻さを増していることから、県内全域の活動自粛を強化する一環として、熊本県内全域の幼稚園の設置者にも同様に、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくよう要請いたしました。

なお、預かり保育を実施されている園におかれましては、国のガイドライン等も踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、必要な子どもに保育が提供されないということがないようにお伝えしています。

記

今回、要請を行った私立幼稚園数：15施設（4月13日現在）  
（\* 前回要請（4月8日）熊本市域私立幼稚園数：21施設）

担当 子ども未来課  
森・小森田（内 7211）  
久原 （内 7200）